

証券コード6506
平成27年5月28日

株主各位

北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

株式会社 安川電機

代表取締役 津田純嗣
会長兼社長

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月17日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださるか、3頁から4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）より平成27年6月17日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月18日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
当社 本店
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 - (1) 第99期（平成26年3月21日から平成27年3月20日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第99期（平成26年3月21日から平成27年3月20日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を当日会場受付にご提出ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.yaskawa.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<携帯電話用>

<http://www.it-soukai.com/>



- (2) 行使期限は平成27年6月17日（水曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (4) インターネットで複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**の以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

(ご参考)

機関投資家のみなさまにつきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年3月21日から  
平成27年3月20日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### (a) 事業の経過および成果

当社グループの当期の業績につきまして、概要をご報告申し上げます。

当期における当社グループを取り巻く経営環境は、海外については、中国以外の新興国において景気に勢いを欠きましたが、米国では堅調な成長が見られ、中国も市場別に濃淡はあるものの、スマートフォンや自動車関連の生産拡大等に支えられ、全体としては安定成長が継続いたしました。国内については、輸出環境の改善などを背景とした企業収益の向上により設備投資が緩やかに増加基調となるなど、回復傾向で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、海外を中心に好調な市場に向け、拡販に注力してまいりました。主要セグメントでは、モーションコントロールにおいては日本、中国、その他アジアでスマートフォン関連の設備投資需要拡大を売上につなげ、ロボットにおいても自動車関連の市場拡大を的確に捉え、グローバルで堅調に推移いたしました。

また、当期を通じてグローバルに事業遂行力を向上させるとともに、持続的に成長し続けるグループを目指し、以下の方針にそった諸施策を実行いたしました。

- ・コア事業の受注拡大
- ・開発力・生産力・販売力の継続的進化による高収益体質実現
- ・環境・エネルギー分野の事業拡大とヒューマンアシスト分野の事業化体制構築

上記の結果、セグメント別では主力のモーションコントロール、ロボットを中心に売上高・営業利益が増加したことや、前期より為替が円安で推移したこともあり、売上高4,001億53百万円(前期比10.1%増)、営業利益315億32百万円(同22.7%増)、経常利益338億84百万円(同25.1%増)、当期純利益248億19百万円(同46.3%増)となりました。

| セグメントの名称     | 売上高（前期比）                | 営業損益（前期比）             |
|--------------|-------------------------|-----------------------|
| モーションコントロール  | 1,881億16百万円<br>(15.9%増) | 217億48百万円<br>(32.3%増) |
| ロボット         | 1,359億56百万円<br>(10.9%増) | 105億58百万円<br>(11.0%増) |
| システムエンジニアリング | 409億80百万円<br>(16.0%増)   | △7億68百万円<br>( - )     |
| その他          | 351億1百万円<br>(19.0%減)    | 12億77百万円<br>(14.9%増)  |

#### [モーションコントロール]

ACサーボモータ・コントローラは、スマートフォンや自動車関連を中心に、国内および海外全般における販売が好調に推移いたしました。特に中国では、安川電機（瀋陽）有限公司の増産効果もあり、収益が大幅に伸びました。

インバータは、太陽光発電用パワーコンディショナが大手電力会社による再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留の影響もあり、好調だった前期に比べ低調に推移いたしました。汎用インバータが堅調に推移したことにより、全体としても堅調に推移いたしました。

これらの結果、前期比で、売上高、営業利益ともに増加いたしました。

#### [ロボット]

溶接・ハンドリング・塗装ロボット等は、国内外の自動車関連分野を中心に堅調に推移いたしました。特に中国を中心とした市場の拡大を確実に捉えるなど、海外での販売が大きく拡大いたしました。さらに、自動車以外の新市場への拡販に向けてロボットセンタを新設するなど、受注活動の拡大に努めております。

また、ロボットの新たな用途創出を目指し、バイオメディカル分野など新しい領域における本格的な事業化への取り組みを加速させています。

この結果、前期比で、売上高、営業利益ともに増加いたしました。

#### [システムエンジニアリング]

鉄鋼プラント用電気システムは需要の端境期にあったことにより、低調に推移いたしました。また、上下水道用電気システムは、水処理関係の公共投資の抑制はありましたが堅調に推移いたしました。環境・エネルギー分野では、フィンランドの風力発電用電機品メーカーであるスイッチ社を子会社化する等、今後の成長が見込まれる大型風力発電等の新市場の開拓に注力しております。

## 〔その他〕

当セグメントには情報関連事業および物流サービス等の事業が含まれております。

なお、当社個別業績につきましては、売上高1,885億88百万円（前期比4.7%増）、営業利益121億19百万円（同18.7%増）、経常利益180億98百万円（同8.4%増）、当期純利益146億85百万円（同24.1%増）となりました。

期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当とあわせて、当期の業績および財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案のうえ、1株につき普通配当10円に、当社創立100周年記念配当2円を加えた12円とし、年間にお支払いする配当金は、中間配当金8円と合わせて1株につき20円とさせていただきます、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## (b) 設備投資等の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は363億69百万円です。この金額には、有形固定資産のほか無形固定資産を含めております。

- ・ 中間事業所内にロボット新第3工場を建設中
- ・ 安川電機みらい館の新設
- ・ 本社棟の新設
- ・ フィンランドの風力発電用電機品メーカーであるスイッチ社の子会社化
- ・ 子会社である米国安川株式会社による、米国太陽光発電用パワーコンディショナーメーカーであるソレクトリア社の子会社化

なお、当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失に該当する事項はありません。

## (c) 資金調達の状況

平成27年3月20日までに、短期借入により22億円、長期借入により69億円の調達を実施いたしました。

## (d) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (e) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (f) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (g) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、フィンランドの風力発電用電機品メーカーであるスイッチ社の株式を取得いたしました。また、安川情報システム株式会社の株式を三井物産企業投資投資事業有限責任組合に一部譲渡いたしました。当社の子会社である米国安川株式会社は、米国太陽光発電用パワーコンディショナーメーカーであるソレクトリア社の持分を取得いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分            | 平成23年度<br>(第96期) | 平成24年度<br>(第97期) | 平成25年度<br>(第98期) | 平成26年度<br>(第99期[当期]) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高 (百万円)      | 307,111          | 310,383          | 363,570          | 400,153              |
| 経常利益 (百万円)     | 15,626           | 14,053           | 27,084           | 33,884               |
| 当期純利益 (百万円)    | 8,432            | 6,800            | 16,964           | 24,819               |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 33.51            | 27.03            | 67.42            | 98.45                |
| 総資産 (百万円)      | 279,072          | 302,518          | 340,506          | 388,205              |
| 純資産 (百万円)      | 104,507          | 117,465          | 139,870          | 175,190              |

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### (a) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (b) 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金            | 議決権比率     | 主要な事業内容                                         |
|--------------------|----------------|-----------|-------------------------------------------------|
| 株式会社<br>ワイ・イー・データ  | 百万円<br>5,008   | %<br>60.6 | 情報関連製品・サービス（オプトメカトロニクス・情報セキュリティ・情報マルチメディア）      |
| 安川コントロール株式会社       | 200            | 100       | 電気機械器具およびその部品の製造・販売                             |
| 安川エンジニアリング<br>株式会社 | 210            | 100       | 電気機械設備の保全・整備・試運転調整および技術指導                       |
| 安川モートル株式会社         | 342            | 100       | 電動機、発電機および電動機応用製品の設計・製造・販売・保全・整備および調整           |
| 株式会社安川メカトレック       | 85             | 100       | 電気機械器具、その他各種機械器具の販売                             |
| 米国安川株式会社           | 万米ドル<br>3,917  | 100       | インバータ、サーボモータ・制御装置ならびにロボットおよびロボットシステムの製造・販売・サービス |
| 欧州安川有限会社           | 万欧元<br>1,000   | 100       | インバータ、サーボモータ・制御装置ならびにロボットおよびロボットシステムの製造・販売・サービス |
| 安川電機（中国）有限公司       | 万米ドル<br>5,440  | 100       | インバータ、サーボモータ・制御装置ならびにロボットおよびロボットシステムの販売・サービス    |
| 韓国安川電機株式会社         | 百万ウォン<br>1,300 | 100       | インバータ、サーボモータ・制御装置ならびにロボットおよびロボットシステムの販売・サービス    |

(注) 1. 議決権比率には、間接所有分を含めて記載しております。

2. 議決権比率は各社が保有する自己株式を控除して計算しております。

#### (4) 対処すべき課題

今年度（平成27年度）は、海外では、米国経済は着実な回復が続くと見込まれております。欧州経済は持ち直しに向かうことが期待されておりますが、政府債務問題への対応やその影響などに留意する必要があります。中国経済も安定成長が予想されますが、その度合いは市場により強弱があることに留意する必要があります。国内経済は、緩やかな回復基調が続くものと考えております。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「Realize100」の最終年度を迎えるにあたり、計画完遂のため、以下の3つの方針にそった施策を実行してまいります。

- (a) 既存事業の収益拡大
  - ・販売網や拠点の拡大、組織の整備など販売体制を再構築することで、新しい領域や伸張する市場での拡販を加速します。
  - ・新製品の確実な市場浸透により、新規顧客を開拓します。
- (b) 開発力・生産力・販売力の継続的進化による事業遂行力の向上
  - ・新規市場へ投入する製品の開発とそれに同期した最適生産体制の構築を進めます。
  - ・生産から販売までの連携プロセスの革新、最適な部品供給体制の構築により、グローバル生産体制を強化します。
  - ・生産技術の開発・標準化、新機能の開発により、生産規模に合ったフレキシブルな生産システムを実現します。
  - ・グループ開発力を強化、ニーズに合った生産の最適化とそれに対応した製品の品揃えにより、事業拡大を進めます。
  - ・グローバルでのバックオフィス機能拡充により、地域に合った販売戦略を展開します。
- (c) 企業基盤の確立加速
  - ・環境・エネルギー事業のグローバル展開およびヒューマンアシスト事業の立ち上げを加速するとともに次の新規事業を探索します。
  - ・人材多様性の推進や業務標準化により、働きやすさを提供するとともに働きがいを創り上げ、ワーク・ライフ・バランスを実現する組織風土改革を進めます。

創立100周年を迎え、これらの活動を通じて、グリーンエネルギーの高効率活用や人とロボットが共存する社会の実現など、新たな事業領域である「環境・エネルギー」「ロボティクスヒューマンアシスト」分野における市場拡大に向けた取り組みを進めてまいりますとともに、グローバルに発展するための事業遂行力強化への投資を積極的に継続し、これからの100年への確かな歩みをはじめめるための土台を固めてまいります。

また、当社は、創立100周年に向けて掲げた「2015年ビジョン」に続く新長期経営計画「2025年ビジョン」（2016年度～2025年度）を策定しました。

「2025年ビジョン」では、「2015年ビジョン」の方向性を発展させつつ安川電機のコア技術の進化とオープンイノベーションの融合により新たな商品・サービスを生み出し、社会に対し新たな価値を提供することを目標にしています。

あわせて、組織の能力や人材力の強化により、真のグローバル経営\*の実現を目指します。

\*グローバル経営：グローバルな発想の経営に加え、世界中どこでも地域に根ざしたベストな対応

株主のみなさまにおかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月20日現在）

当社グループは、「モーションコントロール」、「ロボット」、「システムエンジニアリング」、「その他」の各セグメントにおいて、製造、販売、据付、保守、エンジニアリング等の事業展開を行っております。各セグメント別の主要製品は、つぎのとおりであります。

| セグメントの名称         | 主 要 製 品                                                                                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| モーション<br>コントロール  | ACサーボモータ、工作機械用AC主軸モータ、リニアモータおよび各種制御装置、マシンコントローラ、ビジョンシステム、汎用インバータ、太陽光発電用パワーコンディショナ、EV用モータドライブシステム、電源回生コンバータ、マトリクスコンバータ                        |
| ロボット             | アーク溶接ロボット、スポット溶接ロボット、塗装ロボット、ハンドリングロボット、シーリング・切断ロボット、バリ取り・研磨ロボット、半導体・液晶製造装置用クリーン・真空搬送ロボット、ロボット周辺機器、ロボット応用FAシステム                               |
| システム<br>エンジニアリング | 鉄鋼プラント用電気システム、上下水道用電気システム、各種産業用電気システム、高圧インバータ、高圧マトリクスコンバータ、産業用モータ・発電機、風力発電用コンバータ・発電機、小水力発電用発電機、車載用モータ、電力用配電機器、風力発電システム、太陽光発電システム、エネルギー関連システム |
| その他              | 情報関連製品、物流サービス、ほか                                                                                                                             |

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月20日現在）

| 会 社 名          |       | 所 在 地                                    |
|----------------|-------|------------------------------------------|
| 当 社            | 本 社   | 北九州市八幡西区                                 |
|                | 支社・支店 | 東京都港区<br>名古屋市中村区<br>大阪市北区<br>福岡市中央区      |
|                | 工 場 等 | 北九州市八幡西区<br>北九州市小倉北区<br>福岡県行橋市<br>埼玉県入間市 |
| 株式会社ワイ・イー・データ  |       | 埼玉県入間市                                   |
| 安川コントロール株式会社   |       | 福岡県行橋市                                   |
| 安川エンジニアリング株式会社 |       | 北九州市小倉北区                                 |
| 安川モートル株式会社     |       | 北九州市八幡東区                                 |
| 株式会社安川メカトレック   |       | 東京都港区                                    |
| 米国安川株式会社       |       | 米国 イリノイ州                                 |
| 欧州安川有限会社       |       | ドイツ ヘッセン州                                |
| 安川電機（中国）有限公司   |       | 中国 上海市                                   |
| 韓国安川電機株式会社     |       | 韓国 ソウル市                                  |

## (7) 使用人の状況（平成27年3月20日現在）

## (a) 企業集団の使用人の状況

| 区 分          | 使用人数            | 前期末比増減       |
|--------------|-----------------|--------------|
| モーションコントロール  | 4,773名（1,615名）  | 381名増（153名増） |
| ロボット         | 3,534名（441名）    | 230名増（64名減）  |
| システムエンジニアリング | 1,097名（177名）    | 178名増（75名減）  |
| その他          | 1,069名（635名）    | 921名減（147名減） |
| 全社（共通）       | 883名（109名）      | 25名増（6名減）    |
| 合 計          | 11,356名（2,977名） | 107名減（139名減） |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、( )にパート、アルバイト、派遣社員、嘱託契約社員の年間平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属している者です。
3. 「その他」における使用人数のうち、就業人員が前期末比921名減少しておりますが、これは主に株式の一部譲渡に伴い安川情報システム株式会社が当社の連結子会社でなくなったことによるものです。

## (b) 当社の使用人の状況

| 使用人数         | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------------|-----------|-------|--------|
| 2,724名（303名） | 3名増（36名減） | 41.2歳 | 18.6年  |

- (注) 使用人数は就業人員であり、( )にパート、アルバイト、派遣社員、嘱託契約社員の年間平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月20日現在）

| 借入先           | 借入額        |
|---------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行     | 23,493 百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 4,713 百万円  |
| 株式会社福岡銀行      | 2,856 百万円  |
| 株式会社北九州銀行     | 2,602 百万円  |
| 株式会社三井住友銀行    | 1,996 百万円  |
| 株式会社西日本シティ銀行  | 1,562 百万円  |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 1,162 百万円  |
| 明治安田生命保険相互会社  | 1,100 百万円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月20日現在）

- (a) 発行可能株式総数 560,000,000株  
 (b) 発行済株式の総数 260,967,884株（前期末比 8,635,946株増）  
 なお、増加は、2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるものです。  
 (c) 株主数 25,846名（前期末比 9,220名増）  
 (d) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                              | 持 株 数    | 持株比率  |
|----------------------------------------------------|----------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                            | 15,275千株 | 5.86% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                          | 14,599千株 | 5.60% |
| 株式会社みずほ銀行                                          | 8,100千株  | 3.11% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行退職給付信託口）              | 7,970千株  | 3.06% |
| 明治安田生命保険相互会社                                       | 7,774千株  | 2.98% |
| ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）アカウント ノン トリーティー           | 6,475千株  | 2.49% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社福岡銀行退職給付信託口） | 6,375千株  | 2.45% |
| サジヤツプ                                              | 6,237千株  | 2.39% |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225               | 4,301千株  | 1.65% |
| BNPパリバ証券株式会社                                       | 3,618千株  | 1.39% |

（注） 持株比率は自己株式（436,216株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- (a) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月20日現在）  
該当事項はありません。
- (b) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。
- (c) その他の新株予約権等に関する重要な事項（平成27年3月20日現在）  
平成24年2月29日開催の取締役会決議に基づき発行した「2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」の概要は以下のとおりです。

|                            |                                                                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                         | 2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債<br>(平成24年3月16日発行)                                                                       |
| 新株予約権の数                    | 発行数 3,000個 残数 1,088個                                                                                              |
| 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 | 当社普通株式<br>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の払込金額                 | 無償                                                                                                                |
| 転換価額                       | 1,107円                                                                                                            |
| 新株予約権を行使することができる期間         | 平成24年3月30日から平成29年3月2日まで                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件                | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                |
| 転換社債型新株予約権付社債の残高           | 54億40百万円                                                                                                          |

## (3) 会社役員の状況

(a) 取締役および監査役の状況（平成27年3月20日現在）

| 地 位        | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                            |
|------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 津 田 純 嗣 | 人づくり推進担当<br>マーケティング本部長<br>人材多様性推進室長                      |
| 代表取締役副社長   | 宇佐見 昇   | 調達担当<br>百周年事業室長                                          |
| 代 表 取 締 役  | 沢 俊 裕   | 専務執行役員<br>CSR担当<br>東京支社長兼輸出入管理部長                         |
| 取 締 役      | 小笠原 浩   | 常務執行役員<br>ICT戦略担当<br>技術開発本部長兼技術開発本部ロボティクスヒューマンアシスト事業推進室長 |
| 取 締 役      | 村 上 周 二 | 常務執行役員<br>管理担当<br>経営企画室長<br>安川通商集団有限公司 董事長               |
| 取 締 役      | 中 山 裕 二 | 執行役員<br>経理部長                                             |
| 取 締 役      | 秋 田 芳 樹 | 株式会社レイヤーズ・コンサルティング<br>代表取締役会長                            |
| 監 査 役（常勤）  | 下 園 直 登 |                                                          |
| 監 査 役（常勤）  | 小 田 昌 彦 |                                                          |
| 監 査 役      | 石 丸 誠   | 黒崎播磨株式会社 取締役 常務執行役員                                      |
| 監 査 役      | 辰 巳 和 正 | 辰巳和正法律事務所 所長弁護士                                          |

- (注) 1. 取締役秋田芳樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石丸誠氏および監査役辰巳和正氏は、社外監査役であります。
3. 取締役秋田芳樹氏、監査役石丸誠氏および監査役辰巳和正氏につきましては、東京証券取引所有価証券上場規程にいう独立役員であります。
4. 当事業年度中の役員の異動はつぎのとおりであります。
- 平成26年6月18日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、監査役市川学氏は辞任により退任いたしました。

5. 平成27年3月21日付人事異動等により、つぎのとおり取締役の役職、担当および重要な兼職の状況を変更いたしました。

| 地 位        | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                  |
|------------|---------|--------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 津 田 純 嗣 | 人づくり推進担当<br>人材多様性推進室長                      |
| 代 表 取 締 役  | 小笠原 浩   | 専務執行役員<br>CSR担当<br>ICT戦略担当<br>技術開発本部長      |
| 取 締 役      | 村 上 周 二 | 常務執行役員<br>管理担当<br>経営企画部長<br>安川通商集团有限公司 董事長 |
| 取 締 役      | 沢 俊 裕   |                                            |

6. 平成27年3月21日現在の執行役員の状況はつぎのとおりであります。

| 氏 名                   | 担 当                                      |
|-----------------------|------------------------------------------|
| 扇 博 幸                 | 常務執行役員<br>システムエンジニアリング事業部長               |
| 南 善 勝                 | 常務執行役員<br>ロボット事業部長兼ロボット事業部バイオメディカル事業統括部長 |
| 高 宮 浩 一               | 執行役員<br>マーケティング本部長兼東京支社長                 |
| 野 田 幸之輔               | 執行役員<br>技術開発本部 技術担当                      |
| 善 家 充 彦               | 執行役員<br>アジア統括<br>インバータ事業部長               |
| 小 川 昌 寛               | 執行役員<br>米州統括                             |
| 吉 田 一 昭               | 執行役員<br>生産・業務本部長兼輸出入管理部長                 |
| 生 山 武 史               | 執行役員<br>人事総務部長                           |
| 今 福 正 教               | 執行役員<br>中国統括                             |
| 熊 谷 彰                 | 執行役員<br>モーションコントロール事業部長                  |
| マンフレッド<br>スターン        | 執行役員<br>欧州統括                             |
| マイケル<br>ステファン<br>ナペック | 執行役員<br>米州副統括                            |

## (b) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分            | 人 員         | 報酬等の額             |
|----------------|-------------|-------------------|
| 取締役            | 7名          | 319百万円            |
| 監査役            | 5名          | 55百万円             |
| 合計<br>(うち社外役員) | 12名<br>(3名) | 374百万円<br>(19百万円) |

(注) 1. 上記には、平成26年6月18日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月19日開催の第96回定時株主総会において、つぎに掲げる(1)の固定枠および(2)の利益連動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(1) 年額430百万円以内

取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上の職責を負うことから、各取締役の業績評価および役位に応じ、一定額を支給いたします。

社外取締役については、職務執行の監督の職責を負うことから、予め定められた固定額を支給いたします。

(2) 選任または重任された株主総会の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内

取締役（社外取締役を除く）に対し、連結業績との連動性をより明確にするため、前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内で支給するものとし、社外取締役への支給はしないものといたします。

3. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月18日開催の第82回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

(c) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

| 地位  | 氏名   | 重要な兼職の状況                      | 当社との関係                                                       |
|-----|------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 秋田芳樹 | 株式会社レイヤーズ・コンサルティング<br>代表取締役会長 | 特別の関係はありません。                                                 |
| 監査役 | 石丸誠  | 黒崎播磨株式会社<br>取締役 常務執行役員        | 当社は同社との間に同社製品の購入等の取引関係がありますが、これらの取引は当社および同社の事業規模に比して僅少であります。 |
| 監査役 | 辰巳和正 | 辰巳和正法律事務所<br>所長 弁護士           | 特別の関係はありません。                                                 |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

| 地位  | 氏名   | 取締役会 (13回開催) |      | 監査役会 (13回開催) |      |
|-----|------|--------------|------|--------------|------|
|     |      | 出席回数         | 出席率  | 出席回数         | 出席率  |
| 取締役 | 秋田芳樹 | 13回          | 100% | —            | —    |
| 監査役 | 石丸誠  | 13回          | 100% | 13回          | 100% |
| 監査役 | 辰巳和正 | 13回          | 100% | 13回          | 100% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会における発言状況

取締役秋田芳樹氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役石丸誠氏は、これまで培ってきたビジネス経験を活かした助言・提言を行っております。

監査役辰巳和正氏は、これまで弁護士として培ってきた専門知識・経験を活かした助言・提言を行っております。

・監査役会における活動状況

監査役石丸誠氏、監査役辰巳和正氏は、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、代表取締役との定期的会合において、会社運営の適正を確保するための意見交換を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役秋田芳樹氏、監査役石丸誠氏、監査役辰巳和正氏ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- (a) 名称 新日本有限責任監査法人  
 (b) 報酬等の額

|                                      | 支払額    |
|--------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 88百万円  |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 114百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

#### (c) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、技術開発・知的財産権に関する技術的なアドバイザー業務等を委託しております。

#### (d) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が職務義務違反、任務懈怠等会社法第340条第1項各号が定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会社都合の場合のほか、会計監査人として継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生し、当社監査業務に重大なる支障をきたす場合において、監査役会が解任または不再任が妥当であるとの判断を行ったときは、当該事項を株主総会の議案にすることについて、法令および規程に基づき手続を適正に行います。

#### (e) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

### 【基本方針の内容】

- (a) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社の社憲および安川電機グループ企業行動規準に基づき、当社の取締役は法令を遵守し、社会的良識をもって行動する。
  - ・ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の充実を図る。
  - ・ 独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
  - ・ コンプライアンス委員会を設置する。
  - ・ コンプライアンスガイドラインを制定し、周知徹底に努める。
  - ・ 社内のコンプライアンス担当部署および社外の第三者機関を窓口とする社内通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、運営する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会規程に基づき取締役会議事録を作成・保存・管理する。
  - ・ 決裁申請・報告手続き規程に基づき決裁申請に関する情報を保存・管理する。
  - ・ 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、適時に、企業情報を積極的かつ公平に開示する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 危機管理基本規程に基づき、日常の準備、危機発生時の基本方針を明示する。
  - ・ 危機管理委員会は、危機管理の全社体制を構築し、全社的な危機管理を行う。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営職位の職務権限・経営補佐職位の職務権限を定めるとともに、取締役会決議により、担当業務および使用人職務を定め、取締役間の業務分担を明確にする。
  - ・ 執行役員を設置し、経営の意思決定と業務執行機能を分離するとともに、それぞれの機能を高め、業務執行の迅速化を図る。
  - ・ 取締役の意思決定に基づく職務の執行の効率化を推進するため、組織規程等に基づき、管理層および部門長の業務分担・権限を明確にする。
  - ・ 業務執行取締役、執行役員等で構成される経営会議を編成し、取締役会決議事項のうちあらかじめ協議を必要とする事項や、業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行う。
  - ・ 中期経営計画および年度毎の経営計画を策定する。そこで決められた経営目標・経営戦略を各部門全体の業務目標に反映させる。また、その進捗状況を定期的に報告させ、評価する。
  - ・ 予算編成・実績管理をはじめとする経理の管理を行う。

- (e) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の社憲および安川電機グループ企業行動規準に基づき、当社の従業員は法令を遵守し、社会的良識をもって行動する。
  - ・管理層の共通職務権限を定め、管理層の権限を明確にする。
  - ・職務分掌・決裁権限大綱表に基づき、業務分担・権限を明確にする。
  - ・コンプライアンス委員会を設置する。
  - ・コンプライアンスガイドラインを制定し、各種研修などを通じて、ガイドラインの周知徹底およびコンプライアンス意識の向上に努める。
  - ・不祥事が発生した場合には、コンプライアンス委員会を中心となり調査を行い、重要な事項については、経営会議、取締役会に報告する。
  - ・社内のコンプライアンス担当部署および社外の第三者機関を窓口とする社内通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、運営する。
  - ・監査室を設置し、内部監査を実施する。
- (f) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ企業は、当社の社憲および安川電機グループ企業行動規準の精神に則り、法令を遵守し、社会的良識をもって行動する。
  - ・コンプライアンス体制の整備を図る。
  - ・職務執行の効率化を推進する体制を整備する。
  - ・関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を主管する部門、子会社の事業を管理する部署を定め、当該部門・部署により子会社を管理する。
  - ・子会社から業務遂行状況等の報告を受け、必要に応じ指導・助言あるいは協議を行う。
  - ・監査室が企業集団内の内部監査を実施する。
  - ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の充実を図る。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役を補助すべき従業員および監査役会の事務局として監査役スタッフを置く。
  - ・監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行できるよう、監査役の職務遂行を補助する体制の充実に努める。
- (h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役スタッフの任命、異動等人事権に関する事項およびその人事考課については、監査役と事前に協議を行う。
  - ・監査役スタッフの業務執行者からの独立性の確保に努める。
- (i) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人は当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
  - ・取締役会等の社内重要会議に監査役は出席できる。
  - ・社内の決裁申請等重要な意思決定に関わる書類を監査役に回付する。

- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・対外的透明性を確保するとともに、多面的視点からの監査を行うことができるよう、社外監査役2名以上を招聘する。
  - ・会計監査人および監査室と監査役との連携を充実させる。
  - ・代表取締役、取締役および執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査役が知得できる体制を充実させる。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、当社のみならず株主のみなさまや当社のお取引先、従業員等、当社の利害関係者において、重要な事項であることから、企業価値の向上を第一義として、適宜対応してまいります。

以 上

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額および株式数については表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入し、表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月20日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |                | 負 債 の 部              |                        |
|----------------|----------------|----------------------|------------------------|
| <b>流 動 資 産</b> | <b>257,090</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>147,903</b>         |
| 現金及び預金         | 24,472         | 支払手形及び買掛金            | 68,588                 |
| 受取手形及び売掛金      | 121,051        | 短期借入金                | 24,185                 |
| 商品及び製品         | 54,369         | 未払費用                 | 23,449                 |
| 仕掛品            | 12,451         | 未払法人税等               | 4,490                  |
| 原材料及び貯蔵品       | 18,648         | 役員賞与引当金              | 57                     |
| 繰延税金資産         | 9,940          | その他                  | 27,132                 |
| その他            | 19,303         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>65,111</b>          |
| 貸倒引当金          | △3,146         | 新株予約権付社債             | 5,440                  |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>131,114</b> | 長期借入金                | 21,901                 |
| 有形固定資産         | 60,796         | 役員退職慰労引当金            | 191                    |
| 建物及び構築物        | 27,775         | 退職給付に係る負債            | 28,792                 |
| 機械装置及び運搬具      | 12,064         | その他                  | 8,785                  |
| 土地             | 8,633          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>213,014</b>         |
| 建設仮勘定          | 6,738          | <b>純 資 産 の 部</b>     | <b>株 主 資 本</b> 153,922 |
| その他            | 5,584          | 資本金                  | 27,842                 |
| 無形固定資産         | 28,774         | 資本剰余金                | 23,474                 |
| のれん            | 6,423          | 利益剰余金                | 103,092                |
| ソフトウェア         | 9,013          | 自己株式                 | △486                   |
| その他            | 13,337         | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>17,465</b>          |
| 投資その他の資産       | 41,544         | その他有価証券評価差額金         | 9,456                  |
| 投資有価証券         | 30,461         | 為替換算調整勘定             | 12,518                 |
| 退職給付に係る資産      | 15             | 退職給付に係る調整累計額         | △4,509                 |
| 繰延税金資産         | 7,452          | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>3,802</b>           |
| その他            | 3,939          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>175,190</b>         |
| 貸倒引当金          | △324           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>388,205</b>         |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>388,205</b> |                      |                        |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成26年3月21日から  
平成27年3月20日まで）

（単位：百万円）

|                     |        |         |
|---------------------|--------|---------|
| 売 上 高               |        | 400,153 |
| 売 上 原 価             |        | 273,262 |
| 売 上 総 利 益           |        | 126,890 |
| 販売費及び一般管理費          |        | 95,357  |
| 営 業 利 益             |        | 31,532  |
| 営 業 外 収 益           |        |         |
| 受 取 利 息             | 253    |         |
| 受 取 配 当 金           | 453    |         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 618    |         |
| 為 替 差 益             | 1,076  |         |
| 補 助 金 収 入           | 911    |         |
| そ の 他               | 288    | 3,601   |
| 営 業 外 費 用           |        |         |
| 支 払 利 息             | 928    |         |
| そ の 他               | 321    | 1,249   |
| 経 常 利 益             |        | 33,884  |
| 特 別 利 益             |        |         |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 108    |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益   | 504    |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益   | 445    | 1,058   |
| 特 別 損 失             |        |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損     | 148    |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損   | 33     |         |
| 減 損 損 失             | 116    |         |
| 退 職 給 付 制 度 終 了 損   | 225    |         |
| そ の 他               | 5      | 529     |
| 税金等調整前当期純利益         |        | 34,413  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 10,840 |         |
| 法人税等調整額             | △1,210 | 9,629   |
| 少数株主損益調整前当期純利益      |        | 24,783  |
| 少数株主損失              |        | △35     |
| 当 期 純 利 益           |        | 24,819  |

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月21日から  
平成27年3月20日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        |         |         | 株主資本合計  |
|-------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自 己 株 式 |         |
| 当 期 首 残 高               | 23,062  | 18,689 | 81,431  | △476    | 122,706 |
| 当 期 変 動 額               |         |        |         |         |         |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 4,780   | 4,780  |         |         | 9,560   |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |        | △3,526  |         | △3,526  |
| 当 期 純 利 益               |         |        | 24,819  |         | 24,819  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |        |         | △14     | △14     |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | 5      |         | 5       | 10      |
| 連 結 範 囲 の 変 動           |         |        | △107    |         | △107    |
| 持分法の適用範囲の変動             |         |        | 474     |         | 474     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |        |         |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4,780   | 4,785  | 21,660  | △9      | 31,215  |
| 当 期 末 残 高               | 27,842  | 23,474 | 103,092 | △486    | 153,922 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                   | 少数株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |            |           |
| 当 期 首 残 高               | 5,286                 | 6,083        | —                | 11,370            | 5,794      | 139,870   |
| 当 期 変 動 額               |                       |              |                  |                   |            |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                       |              |                  |                   |            | 9,560     |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |              |                  |                   |            | △3,526    |
| 当 期 純 利 益               |                       |              |                  |                   |            | 24,819    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |              |                  |                   |            | △14       |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                       |              |                  |                   |            | 10        |
| 連 結 範 囲 の 変 動           |                       |              |                  |                   |            | △107      |
| 持分法の適用範囲の変動             |                       |              |                  |                   |            | 474       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 4,169                 | 6,435        | △4,509           | 6,095             | △1,991     | 4,103     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4,169                 | 6,435        | △4,509           | 6,095             | △1,991     | 35,319    |
| 当 期 末 残 高               | 9,456                 | 12,518       | △4,509           | 17,465            | 3,802      | 175,190   |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記】

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 71社

主要な連結子会社の名称 (株)ワイ・イー・データ、安川コントロール(株)、安川エンジニアリング(株)、米国安川(株)、(株)安川メカトロック、韓国安川電機(株)、安川電機(中国)有限公司、安川モートル(株)、欧州安川(有)

当連結会計年度より、The Switch Engineering Oy、The Switch Drive Systems Oy、The Switch Controls and Converters Inc.、The Switch Holdings Ltd.、The Switch Wind Power Systems (Beijing) Co., Ltd.、The Switch Windpower Systems (Lu'an) Co., Ltd.、Solectria Renewables, LLC. は、持分の取得により子会社となったため、連結の範囲に含めております。連結子会社であった(株)ヤスコは、連結子会社である安川コントロール(株)を存続会社として吸収合併され、また、連結子会社であった(株)ワイディー・メカトロソリューションズは、連結子会社である(株)ワイ・イー・データを存続会社として吸収合併されたため、それぞれ当連結会計年度において連結の範囲から除外いたしました。連結子会社であった安川情報システム(株)、(株)安川情報九州、安川情報エンベデッド(株)は、持分の売却により関連会社となったため、当連結会計年度において連結の範囲から除外し、安川情報システム(株)は、持分法の適用範囲に含めております。安川TECOモータエンジニアリング(株)は、持分の売却により関連会社となったため、当連結会計年度において連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)フィールドテクノ、安川エンジニアリングアジアパシフィック(有)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 19社

主要な会社等の名称 安川情報システム(株)、安川シーメンス オートメーション・ドライブ(株)

当連結会計年度より、安川情報システム(株)は、持分の売却により関連会社となったため、持分法の適用範囲に含めております。安川TECOモータエンジニアリング(株)は持分の売却により関連会社となったため、持分法の適用範囲に含めております。ReWalk Robotics Ltd. は第三者割当増資により持分比率が減少したため、持分法の適用範囲から除外いたしました。レイリサーチ(株)は、持分の売却により持分比率が減少したため、持分法の適用範囲から除外いたしました。

## (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称 (株)フィールドテクノ、安川エンジニアリングアジアパシフィック(有)

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

## (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はつぎのとおりであります。

| 連結子会社名            | 決算日    |
|-------------------|--------|
| 米国安川(株) 他26社      | 2月28日  |
| 安川電機(中国)有限公司 他17社 | 12月31日 |
| インド安川(株)          | 3月31日  |

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、安川電機(中国)有限公司、安川電機(瀋陽)有限公司、上海安川電動機器有限公司、安川通商(上海)実業有限公司、東営安川機電控制有限公司、安川(中国)機器人有限公司、安川首钢ロボット有限公司、The Switch Wind Power Systems (Beijing) Co., Ltd.、The Switch Windpower Systems (Lu'an) Co., Ltd.、Solectria Renewables, LLC.の決算日は12月31日であります。また、インド安川(株)の決算日は2月28日でありましたが、当連結会計年度より、3月31日に決算日を変更しております。連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ブラジル安川電機(有)、Motoman Robotica do Brasil LTDAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

## 4. 会計処理基準に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## (a) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法により評価しております。

## (b) デリバティブ

時価法により評価しております。

(c) たな卸資産

主として以下によっております。

(7) 評価基準 \_\_\_\_\_ 原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 評価方法

・商品及び製品 注作品 \_\_\_\_\_ 個別法  
標準品 \_\_\_\_\_ 総平均法  
・半製品 \_\_\_\_\_ 総平均法  
・仕掛品 \_\_\_\_\_ 個別法  
・原材料 \_\_\_\_\_ 総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

親会社の建物（建物附属設備を除く） \_\_\_\_\_ 定額法  
在外連結子会社 \_\_\_\_\_ 主として定額法  
上記以外 \_\_\_\_\_ 主として定率法

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(c) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の実情に応じて個別の引当額を計上しております。

(b) 役員賞与引当金

一部の国内連結子会社は、役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(c) 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(a) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産又は負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

## (b) ヘッジ会計の方法

## (ア) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

## (イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ————— 為替予約、通貨オプション、金利通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象 ————— 外貨建売上債権、外貨建買入債務、借入金

## (ウ) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスク等をヘッジしております。

## (エ) ヘッジ有効性評価の方法

金融商品会計に関する実務指針に基づき評価しております。

## (c) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## (d) のれんの償却に関する事項

5年間又は10年間の均等償却を行っております。

## (e) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (f) 連結納税制度の適用

当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末のその他の包括利益累計額が4,509百万円減少しております。

## 【表示方法の変更に関する注記】

(連結貸借対照表)

(1) 前連結会計年度において、流動資産の「たな卸資産」に含めて表示しておりました「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、表示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ48,251百万円、11,637百万円、18,476百万円であります。

(2) 前連結会計年度において、有形固定資産の「その他有形固定資産」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「建設仮勘定」は3,980百万円であります。

(3) 前連結会計年度において、無形固定資産の「その他無形固定資産」に含めて表示しておりました「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「のれん」は1,704百万円であります。

(4) 前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました投資その他の資産の「長期貸付金」(当連結会計年度は、179百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

(1) 前連結会計年度において、営業外収益の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました「受取利息」「受取配当金」は、表示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取利息」「受取配当金」は、それぞれ181百万円、375百万円であります。

(2) 前連結会計年度において、営業外収益に表示しておりました「雑収入」は、当連結会計年度において「その他」に科目名を変更しております。

(3) 前連結会計年度において、営業外費用に表示しておりました「雑支出」は、当連結会計年度において「その他」に科目名を変更しております。

## 【追加情報】

(株式会社ワイ・イー・データの完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当社と株式会社ワイ・イー・データ（以下「ワイ・イー・データ」という。）は、平成27年3月17日開催のそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社、ワイ・イー・データを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の実施を通じた当社とワイ・イー・データの統合によって、グループ内で分散している機能の集約によるバリューチェーンの最適化、事業持株会社化により最適な経営資源の配分と戦略の策定を可能にするとともに、両社のシナジー効果を最大限発揮させることを目的としております。

本株式交換については、平成27年6月16日に開催予定のワイ・イー・データの定時株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえ、平成27年7月21日を本株式交換の効力発生日とする予定です。また、当社においては、会社法第796条第3項の規定に従い、株式交換契約に関する株主総会の承認を得ない簡易株式交換の手続きにより行う予定です。なお、本株式交換の効力発生日（平成27年7月21日）に先立ち、ワイ・イー・データの普通株式は株式会社東京証券取引所において平成27年7月15日付で上場廃止（最終売買日は平成27年7月14日）となる予定です。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保付債務は、つぎのとおりであります。

(1) 担保に供している資産

|    |        |
|----|--------|
| 建物 | 21百万円  |
| 土地 | 135百万円 |
| 計  | 156百万円 |

(2) 担保付債務

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 45百万円  |
| 長期借入金 | 69百万円  |
| 計     | 114百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、81,267百万円であります。

3. 保証債務は、従業員の銀行借入れに対する債務保証で、71百万円であります。

4. 受取手形割引高は、7百万円であります。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>期末株式数 | 摘要      |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                  |         |
| 普通株式  | 252,331          | 8,635            | —                | 260,967          | (注) 1   |
| 合計    | 252,331          | 8,635            | —                | 260,967          |         |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                  |         |
| 普通株式  | 712              | 14               | 10               | 717              | (注) 2、3 |
| 合計    | 712              | 14               | 10               | 717              |         |

(注) 1. 発行済株式における普通株式の増加8,635千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加8,635千株であります。

2. 自己株式における普通株式数の増加14千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株、持分法適用会社が購入した自己株式(当社株式)の当社帰属分14千株であります。

3. 自己株式における普通株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少0千株、持分法適用会社が売却した自己株式(当社株式)の当社帰属分10千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日           |
|----------------------|-----------|------------|--------------|----------------|-----------------|
| 平成26年6月18日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 1,511百万円   | 6.0円         | 平成26年<br>3月20日 | 平成26年<br>6月19日  |
| 平成26年10月20日<br>取締役会  | 普通株式      | 2,015百万円   | 8.0円         | 平成26年<br>9月20日 | 平成26年<br>11月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成27年6月18日開催の定時株主総会において、つぎのとおり議案を提案いたします。  
普通株式の配当に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (a) 配当金の総額   | 3,126百万円   |
| (b) 配当の原資    | 利益剰余金      |
| (c) 1株当たり配当額 | 12.0円      |
| (d) 基準日      | 平成27年3月20日 |
| (e) 効力発生日    | 平成27年6月19日 |

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳                                | 新株予約権の目的<br>となる株式の種類 | 新株予約権の目的<br>となる株式の数 |
|----|-----------------------------------------|----------------------|---------------------|
| 当社 | 「2017年満期ユーロ円建転換社債型<br>新株予約権付社債」に係る新株予約権 | 普通株式                 | 4,914千株             |

## 【金融商品に関する注記】

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については金融機関からの借入及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金については、主に運転資金に係る資金調達であります。

なお、デリバティブは、為替相場の変動によるリスク及び金利の変動によるリスクを軽減するために利用しており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、つぎのとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2参照）。

（単位：百万円）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）    | 差額 |
|---------------|-------------------|----------|----|
| (1) 現金及び預金    | 24,472            | 24,472   | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 121,051           | 121,051  | —  |
| (3) 投資有価証券    | 21,265            | 21,265   | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (68,588)          | (68,588) | —  |
| (5) 短期借入金     | (18,124)          | (18,124) | —  |
| (6) 新株予約権付社債  | (5,440)           | (5,417)  | 22 |
| (7) 長期借入金     | (27,963)          | (27,963) | △0 |
| (8) デリバティブ取引  | 63                | 63       | —  |

(\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示されている1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

## (6) 新株予約権付社債

時価の算定は、元金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(7) 長期借入金

時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値によっております。

(8) デリバティブ取引

時価の算定は、先物為替相場によっております。

また、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として処理されているため、当該デリバティブ取引の時価はヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額957百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 658円55銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 98円45銭  |

【重要な後発事象に関する注記】

（新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使）

当社が平成24年3月に発行した転換社債型新株予約権付社債は、当連結会計年度終了後、平成27年4月15日までに権利行使による新株への転換が行われました。その概要はつぎのとおりであります。

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| ・転換社債型新株予約権付社債の減少額 | 1,090百万円      |
| ・資本金の増加額           | 545百万円        |
| ・資本準備金の増加額         | 545百万円        |
| ・増加した株式の種類及び株数     | 普通株式 984,637株 |

## 貸借対照表

(平成27年3月20日現在)

(単位：百万円)

|             |                |                 |                |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b> |                | <b>負債の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b> | <b>121,055</b> | <b>流動負債</b>     | <b>76,822</b>  |
| 現金及び預金      | 9,393          | 支払手形及び買掛金       | 40,055         |
| 受取手形及び売掛金   | 69,656         | 短期借入金           | 9,110          |
| 商品及び製品      | 11,124         | 未払費用            | 11,020         |
| 仕掛品         | 2,728          | 未払法人税等          | 2,842          |
| 原材料及び貯蔵品    | 6,332          | その他             | 13,795         |
| 繰延税金資産      | 3,369          | <b>固定負債</b>     | <b>38,595</b>  |
| その他         | 18,905         | 新株予約権付社債        | 5,440          |
| 貸倒引当金       | △454           | 長期借入金           | 13,394         |
| <b>固定資産</b> | <b>101,503</b> | 退職給付引当金         | 17,878         |
| 有形固定資産      | 32,191         | その他             | 1,881          |
| 建物及び構築物     | 16,723         | <b>負債合計</b>     | <b>115,418</b> |
| 機械装置及び運搬具   | 4,057          |                 |                |
| 土地          | 4,060          | <b>純資産の部</b>    |                |
| 建設仮勘定       | 5,613          | <b>株主資本</b>     | <b>97,980</b>  |
| その他         | 1,736          | 資本金             | 27,842         |
| 無形固定資産      | 7,725          | 資本剰余金           | 23,273         |
| ソフトウェア      | 6,349          | 資本準備金           | 23,271         |
| その他         | 1,376          | その他資本剰余金        | 2              |
| 投資その他の資産    | 61,586         | 利益剰余金           | 47,210         |
| 投資有価証券      | 21,262         | その他利益剰余金        | 47,210         |
| 関係会社株式      | 24,746         | 繰越利益剰余金         | 47,210         |
| 関係会社出資金     | 8,855          | 自己株式            | △344           |
| 繰延税金資産      | 3,601          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>9,159</b>   |
| その他         | 3,596          | その他有価証券評価差額金    | 9,159          |
| 貸倒引当金       | △476           | <b>純資産合計</b>    | <b>107,140</b> |
| <b>資産合計</b> | <b>222,558</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>222,558</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成26年3月21日から  
平成27年3月20日まで）

（単位：百万円）

|              |       |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 188,588 |
| 売上原価         |       | 142,080 |
| 売上総利益        |       | 46,508  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 34,388  |
| 営業利益         |       | 12,119  |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 96    |         |
| 受取配当金        | 5,301 |         |
| 為替差益         | 320   |         |
| その他          | 629   | 6,348   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 161   |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 135   |         |
| その他          | 73    | 369     |
| 経常利益         |       | 18,098  |
| 特別利益         |       |         |
| 固定資産売却益      | 86    |         |
| 投資有価証券売却益    | 409   |         |
| 関係会社株式売却益    | 715   | 1,212   |
| 特別損失         |       |         |
| 固定資産除売却損     | 78    |         |
| その他          | 4     | 82      |
| 税引前当期純利益     |       | 19,228  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,107 |         |
| 法人税等調整額      | 1,434 | 4,542   |
| 当期純利益        |       | 14,685  |

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年3月21日から  
平成27年3月20日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |        |          |         |                     |         |      |        |
|-------------------------|--------|--------|----------|---------|---------------------|---------|------|--------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金               |         | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                         |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |      |        |
| 当 期 首 残 高               | 23,062 | 18,491 | 2        | 18,493  | 36,051              | 36,051  | △344 | 77,262 |
| 当 期 変 動 額               |        |        |          |         |                     |         |      |        |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 4,780  | 4,780  |          | 4,780   |                     |         |      | 9,560  |
| 剰 余 金 の 配 当             |        |        |          |         | △3,526              | △3,526  |      | △3,526 |
| 当 期 純 利 益               |        |        |          |         | 14,685              | 14,685  |      | 14,685 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |        |        |          |         |                     |         | △0   | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分           |        |        | 0        | 0       |                     |         | 0    | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |        |        |          |         |                     |         |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4,780  | 4,780  | 0        | 4,780   | 11,158              | 11,158  | △0   | 20,718 |
| 当 期 末 残 高               | 27,842 | 23,271 | 2        | 23,273  | 47,210              | 47,210  | △344 | 97,980 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高               | 5,172            | 5,172          | 82,434  |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |         |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                  |                | 9,560   |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                | △3,526  |
| 当 期 純 利 益               |                  |                | 14,685  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                | △0      |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                  |                | 0       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 3,987            | 3,987          | 3,987   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 3,987            | 3,987          | 24,705  |
| 当 期 末 残 高               | 9,159            | 9,159          | 107,140 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 評価基準 \_\_\_\_\_ 原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (b) 評価方法

- ・製品 注文品 \_\_\_\_\_ 個別法  
標準品 \_\_\_\_\_ 総平均法
- ・半製品 \_\_\_\_\_ 総平均法
- ・仕掛品 \_\_\_\_\_ 個別法
- ・原材料 \_\_\_\_\_ 総平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く) \_\_\_\_\_ 定額法

上記以外 \_\_\_\_\_ 定率法

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の実情に応じて個別の引当額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額を損益処理しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) ヘッジ会計の方法

##### (a) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

##### (b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ————— 為替予約、金利通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象 ————— 外貨建売上債権、借入金

##### (c) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスク等をヘッジしております。

##### (d) ヘッジ有効性評価の方法

金融商品会計に関する実務指針に基づき評価しております。

#### (3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (4) 連結納税制度の適用

当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

#### 【表示方法の変更に関する注記】

##### (貸借対照表)

(1) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました流動資産の「受取手形」（当事業年度は、6,441百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しております。

(2) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました流動資産の「半製品」（当事業年度は、830百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、流動資産の「商品及び製品」に含めて表示しております。

- (3) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました流動資産の「前渡金」（当事業年度は、73百万円）、「未収金」（当事業年度は、2,319百万円）及び「短期貸付金」（当事業年度は、2,290百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
- (4) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました有形固定資産の「構築物」（当事業年度は、1,156百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、有形固定資産の「建物及び構築物」に含めて表示しております。
- (5) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました有形固定資産の「車輛運搬具」（当事業年度は、10百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、有形固定資産の「機械装置及び運搬具」に含めて表示しております。
- (6) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました有形固定資産の「工具」（当事業年度は、490百万円）、「器具及び備品」（当事業年度は、813百万円）及び「リース資産」（当事業年度は、432百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
- (7) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました無形固定資産の「施設利用権」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
- (8) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました投資その他の資産の「出資金」（当事業年度は、0百万円）及び「長期貸付金」（当事業年度は、2,013百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
- (9) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました流動負債の「支払手形」（当事業年度は、3,484百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。
- (10) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました流動負債の「リース債務」（当事業年度は、27百万円）、「未払金」（当事業年度は、8,053百万円）、「前受金」（当事業年度は、568百万円）及び「預り金」（当事業年度は、4,426百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
- (11) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました固定負債の「リース債務」（当事業年度は、425百万円）及び「資産除去債務」（当事業年度は、274百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

**(損益計算書)**

- (1) 前事業年度において、営業外収益の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました「受取利息」「受取配当金」は、表示の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。  
なお、前事業年度の「受取利息」「受取配当金」は、それぞれ57百万円、6,155百万円であります。
- (2) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました営業外収益の「雑収入」は、当事業年度より、営業外収益の「その他」と科目名を変更しております。
- (3) 前事業年度において、区分掲記して表示しておりました営業外費用の「債権売却損」(当事業年度は、2百万円)及び「雑支出」(当事業年度は、71百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

**【追加情報】**

(株式会社ワイ・イー・データの完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当社と株式会社ワイ・イー・データ(以下「ワイ・イー・データ」という。)は、平成27年3月17日開催のそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社、ワイ・イー・データを完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の実施を通じた当社とワイ・イー・データの統合によって、グループ内で分散している機能の集約によるバリューチェーンの最適化、事業持株会社化により最適な経営資源の配分と戦略の策定を可能にするとともに、両社のシナジー効果を最大限発揮させることを目的としております。

本株式交換については、平成27年6月16日に開催予定のワイ・イー・データの定時株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえ、平成27年7月21日を本株式交換の効力発生日とする予定です。また、当社においては、会社法第796条第3項の規定に従い、株式交換契約に関する株主総会の承認を得ない簡易株式交換の手続きにより行う予定です。なお、本株式交換の効力発生日(平成27年7月21日)に先立ち、ワイ・イー・データの普通株式は株式会社東京証券取引所において平成27年7月15日付で上場廃止(最終売買日は平成27年7月14日)となる予定です。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、50,166百万円であります。
2. 保証債務は、従業員の銀行借入れに対する債務保証で、71百万円であります。
3. 関係会社に対する短期金銭債権は45,997百万円、長期金銭債権は2,406百万円、短期金銭債務は12,818百万円であります。

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高は、売上高115,958百万円、仕入高42,531百万円、営業取引以外の取引高は16,040百万円であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数は、普通株式436千株であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金損金不算入額、未払費用損金不算入額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成21年3月20日以前の事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称       | 議決権等の所有(被所有)割合     | 関連当事者との関係            | 取引の内容                    | 取引金額(注) 3 | 科目        | 期末残高(注) 3 |
|-----|--------------|--------------------|----------------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | ㈱安川メカトレック    | 所有直接100%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等    | 電気品及び産業用ロボットの販売<br>(注) 1 | 13,006    | 受取手形及び売掛金 | 5,129     |
| 子会社 | 米国安川㈱        | 所有直接100%           | 当社製品の製造・販売<br>役員の兼任等 | 電気品及び産業用ロボットの販売<br>(注) 1 | 21,855    | 受取手形及び売掛金 | 7,276     |
| 子会社 | 上海安川電動機器有限公司 | 所有直接 66%<br>間接 34% | 当社製品の製造・販売<br>役員の兼任等 | 電気品の販売<br>(注) 1          | 4,180     | 受取手形及び売掛金 | 1,676     |
| 子会社 | 欧州安川(有)      | 所有間接100%           | 当社製品の製造・販売<br>役員の兼任等 | 電気品及び産業用ロボットの販売<br>(注) 1 | 6,609     | 受取手形及び売掛金 | 1,997     |
| 子会社 | 安川電機(中国)有限公司 | 所有直接100%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等    | 電気品及び産業用ロボットの販売<br>(注) 1 | 5,382     | 受取手形及び売掛金 | 2,125     |
| 子会社 | 韓国安川電機㈱      | 所有直接100%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等    | 電気品及び産業用ロボットの販売<br>(注) 1 | 15,247    | 受取手形及び売掛金 | 6,204     |

| 属性   | 会社等の名称                  | 議決権等の所有(被所有)割合         | 関連当事者との関係                                            | 取引の内容           | 取引金額(注) 3            | 科目        | 期末残高(注) 3 |
|------|-------------------------|------------------------|------------------------------------------------------|-----------------|----------------------|-----------|-----------|
| 子会社  | 安川モートル(株)               | 所有<br>直接100%           | 当社製品の製造・販売<br>役員の兼任等                                 | 電気品の購入(注) 1     | 7,631<br>(返済)<br>100 | 支払手形及び買掛金 | 809       |
|      |                         |                        |                                                      | 資金の貸付(注) 2      |                      | その他       | 700       |
| 子会社  | 安川コントロール(株)             | 所有<br>直接100%           | 同社製品の購入<br>建物の賃貸<br>役員の兼任等                           | 資金の貸付(注) 2      | (貸付)<br>463          | その他       | 1,300     |
| 子会社  | 安川エンジニアリング(株)           | 所有<br>直接100%           | 当社製品の保全・整備<br>及びアフターサービス<br>業務の委託<br>建物の賃貸<br>役員の兼任等 | 電気品の保全・整備(注) 1  | 6,598<br>(返済)<br>386 | 受取手形及び売掛金 | 2,134     |
|      |                         |                        |                                                      | 資金の預入(注) 2      |                      | その他       | 641       |
| 子会社  | 安川ノルディック(株)             | 所有<br>直接100%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等                                    | 電気品の販売(注) 1     | 3,802                | 受取手形及び売掛金 | 1,433     |
| 子会社  | 安川電機(瀋陽)有限公司            | 所有<br>直接 42%<br>間接 58% | 当社製品の製造・販売<br>役員の兼任等                                 | 電気品の販売(注) 1     | 4,841                | 受取手形及び売掛金 | 2,282     |
| 関連会社 | 安川シーメンスオートメーション・ドライブ(株) | 所有<br>直接 50%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等                                    | 電気品の販売(注) 1     | 4,664                | 受取手形及び売掛金 | 1,902     |
| 関連会社 | 末松九機(株)                 | 所有<br>直接 40%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等                                    | 電気品の販売(注) 1     | 4,092                | 受取手形及び売掛金 | 1,151     |
| 関連会社 | 安川ブルックスオートメーション(株)      | 所有<br>直接 50%           | 当社製品の販売<br>役員の兼任等                                    | 産業用ロボットの販売(注) 1 | 3,059                | 受取手形及び売掛金 | 0         |

## (2) 役員及び個人主要株主等

| 属性                                      | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容      | 取引金額<br>(注) 3 | 科目 | 期末残高<br>(注) 3 |
|-----------------------------------------|----------------|----------------------------|---------------|----------------|---------------|----|---------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む) | クラフトマンシップ(株)   | なし                         | なし            | 金型の購入<br>(注) 1 | 30            | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売等については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付・預入取引は、当社グループの資金を一元管理し効率的な活用を目的とする「キャッシュ・マネジメント・システム」によるものであります。資金の融通は日々行われているため、取引金額は前事業年度末時点との差引き金額を表しており、市場金利を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 411円24銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 58円19銭  |

## 【重要な後発事象に関する注記】

(新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使)

当社が平成24年3月に発行した転換社債型新株予約権付社債は、当事業年度終了後、平成27年4月15日までに権利行使による新株への転換が行われました。その概要はつぎのとおりであります。

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| ・転換社債型新株予約権付社債の減少額 | 1,090百万円      |
| ・資本金の増加額           | 545百万円        |
| ・資本準備金の増加額         | 545百万円        |
| ・増加した株式の種類及び株数     | 普通株式 984,637株 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年4月16日

株式会社安川電機  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |    |     |   |
|--------------------|-------|----|-----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 東  | 能利生 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐藤 | 宏文  | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 矢野 | 真紀  | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安川電機の平成26年3月21日から平成27年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示が無いかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安川電機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年4月16日

株式会社安川電機  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |    |     |   |
|--------------------|-------|----|-----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 東  | 能利生 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐藤 | 宏文  | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 矢野 | 真紀  | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安川電機の平成26年3月21日から平成27年3月20日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示が無いかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月21日から平成27年3月20日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月17日

株式会社安川電機 監査役会

|         |      |   |
|---------|------|---|
| 監査役(常勤) | 下園直登 | Ⓜ |
| 監査役(常勤) | 小田昌彦 | Ⓜ |
| 監査役     | 石丸誠  | Ⓜ |
| 監査役     | 辰巳和正 | Ⓜ |

(注) 監査役石丸誠及び監査役辰巳和正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当とあわせて、当期の財務状況および今後の事業展開等を総合的に勘案しております。

また、当社は平成27年に創立100周年を迎えました。これもひとえに、株主のみなさまをはじめとする関係各位のご支援の賜物と、厚く御礼申し上げます。つきましては、これまでの株主のみなさまのご支援にお応えするため、期末の1株当たりの配当は、普通配当10円に記念配当2円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円（記念配当2円を含む。）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,126,380,016円となります。

これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金8円と合わせて1株につき20円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月19日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。また、会社法改正に伴う業務執行を行わない取締役との責任限定契約の締結、その他、上記の各変更に伴う条数等の変更および取締役会のモニタリング機能強化の観点から、定款を一部変更したいと存じます。

なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

本定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                      | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                               |
| <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2 監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>3 監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>4 会計監査人</u></p> | <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(削除)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2 監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>3 会計監査人</u></p> |
| <p>第 5 条～第 19 条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>第 5 条～第 19 条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                          |
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>                                                                                                                                                                                        | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<br/><u>ならびに監査等委員会</u></p>                                                                                                                                                            |
| <p>(定 員)</p> <p>第 20 条 本会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>                                                                                                                                                      | <p>(定 員)</p> <p>第 20 条 本会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>② 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>                                                                                          |
| <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において <u>これ</u> を選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">② (条文省略)</p> <p style="margin-left: 2em;">③ (条文省略)</p>                                                                                             | <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 2em;">③ (現行どおり)</p>                                                               |
| <p>第 22 条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>第 22 条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)<br/>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(任 期)<br/>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(報酬等)<br/>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>          | <p>(報酬等)<br/>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(招 集)<br/>第25条 取締役会を招集するには、会日より5日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>     | <p>(取締役会の招集)<br/>第25条 取締役会を招集するには、会日より5日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(議 長)<br/>第26条 (条文省略)</p> <p>(決議方法)<br/>第27条 (条文省略)</p> <p>② 本会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の議長)<br/>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(顧 問)<br/>第28条 <u>取締役会は、その決議により、会社の重要事項を諮問するため顧問若干名を置くことができる。</u></p>                                                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                |
| <p>(議事録)<br/>第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</p> <p>第30条 (条文省略)</p>                                                                                      | <p>(取締役会の議事録)<br/>第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した取締役が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                   | <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 監査等委員会を招集するには、<br/>会日より5日前までに各監査等委員<br/>員に対しその通知を発する。ただし、<br/>緊急の場合にはこの期間を短縮する<br/>ことができる。</p>                                                                  |
| (新設)                                                                                                                                                                   | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第31条 監査等委員会の議事について<br/>は、法令で定めるところにより議<br/>事録を作り、出席した監査等委員<br/>が記名押印または電子署名を行っ<br/>たうえ、その原本を10年間本店に<br/>備え置く。</p>                                                   |
| (新設)                                                                                                                                                                   | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、<br/>法令または本定款のほか、監査等<br/>委員会において定める監査等委員<br/>会規程による。</p>                                                                                           |
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 本会社は、会社法第427条第1項<br/>の規定により、社外取締役との間<br/>に、任務を怠ったことによる損害<br/>賠償責任を限定する契約を締結す<br/>ることができる。ただし、当該契<br/>約に基づく責任の限度額は、法令<br/>が規定する額とする。</p> | <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第33条 本会社は、会社法第427条第1項<br/>の規定により、取締役(業務執行<br/>取締役等であるものを除く。)と<br/>の間に、任務を怠ったことによる<br/>損害賠償責任を限定する契約を締<br/>結することができる。ただし、当<br/>該契約に基づく責任の限度額は、<br/>法令が規定する額とする。</p> |
| (新設)                                                                                                                                                                   | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第34条 本会社は、会社法第399条の13第<br/>6項の規定により、取締役会の決<br/>議によって重要な業務執行(同条<br/>第5項各号に掲げる事項を除<br/>く。)の決定の全部または一部を<br/>取締役委任することができる。</p>                                      |

| 現 行 定 款                                                                                    | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>                                                                    | (削除)  |
| <p>(定 員)</p> <p>第32条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p>                                                 | (削除)  |
| <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p>                                            | (削除)  |
| <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してなすことを要する。</p>                         |       |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>                                       | (削除)  |
| <p>(任 期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>              | (削除)  |
| <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                          |       |
| <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>                                          | (削除)  |
| <p>(招 集)</p> <p>第37条 監査役会を招集するには、会日より5日前までに各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                       | 変 更 案                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <p>(決議方法)<br/> <u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                       | <p>(削除)</p>                                   |
| <p>(議事録)<br/> <u>第39条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した監査役が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</u></p>                                     | <p>(削除)</p>                                   |
| <p>(監査役会規程)<br/> <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                | <p>(削除)</p>                                   |
| <p>(社外監査役との責任限定契約)<br/> <u>第41条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                   |
| <p>第6章 計算<br/>           第42条～第45条（条文省略）</p>                                                                                                  | <p>第5章 計算<br/>           第35条～第38条（現行どおり）</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役の候補者は、つぎのとおりです。

**取締役の候補者**

（※は新任候補者）

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | つ だ じゅん じ<br>津 田 純 嗣<br>(昭和26年3月<br>15日生)  | 昭和51年3月 当社入社<br>平成17年6月 取締役<br>平成21年6月 常務取締役<br>平成22年3月 取締役社長（代表取締役）<br>平成25年3月 代表取締役会長兼社長<br>平成27年3月 代表取締役会長兼社長<br>人づくり推進担当 人材多<br>様性推進室長、現在に至<br>る。 | 33,100株        |
| 2         | う さ み のぼる<br>宇 佐 見 昇<br>(昭和26年10月<br>7日生)  | 昭和50年3月 当社入社<br>平成16年6月 取締役<br>平成21年6月 常務取締役<br>平成24年6月 取締役 常務執行役員<br>平成25年3月 代表取締役副社長<br>平成26年3月 代表取締役副社長<br>調達担当 百周年事業室<br>長、現在に至る。                 | 20,800株        |
| 3         | お がさわら ひろし<br>小 笠 原 浩<br>(昭和30年9月<br>19日生) | 昭和54年3月 当社入社<br>平成18年6月 取締役<br>平成24年6月 常務執行役員<br>平成25年6月 取締役 常務執行役員<br>平成27年3月 代表取締役 専務執行役員<br>CSR担当 ICT戦略担当 技<br>術開発本部長、現在に至<br>る。                   | 16,300株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | むら かみ しゅう じ<br>村 上 周二<br>(昭和34年4月<br>21日生)    | 昭和57年3月 当社入社<br>平成20年6月 取締役<br>平成24年6月 取締役 執行役員<br>平成26年3月 取締役 常務執行役員<br>平成27年3月 取締役 常務執行役員<br>管理担当 経営企画部長、現在に至る。<br><br>(重要な兼職の状況)<br>安川通商集团有限公司 董事長                      | 26,200株        |
| 5         | ※<br>みなみ よし かつ<br>南 善 勝<br>(昭和34年10月<br>31日生) | 昭和58年12月 当社入社<br>平成20年6月 取締役<br>平成24年6月 執行役員<br>平成27年3月 常務執行役員<br>ロボット事業部長兼ロボッ<br>ト事業部バイオメディカル<br>事業統括部長、現在に至る。<br><br>(重要な兼職の状況)<br>安川首鋼ロボット有限公司 董事長<br>安川(中国)機器人有限公司 董事長 | 17,400株        |
| 6         | なか やま ゆう じ<br>中 山 裕 二<br>(昭和35年5月<br>17日生)    | 昭和58年3月 当社入社<br>平成22年6月 取締役<br>平成24年6月 執行役員<br>平成25年6月 取締役 執行役員<br>経理部長、現在に至る。                                                                                             | 15,700株        |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者はつぎのとおりです。

#### 監査等委員の候補者

（※は新任候補者）

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ※<br>おだまさひこ<br>小田昌彦<br>(昭和29年12月<br>30日生) | 昭和52年3月 当社入社<br>平成26年6月 当社 監査役(常勤)、現在に至る。                                                                                                                      | 400株           |
| 2     | ※<br>のだこうのすけ<br>野田幸之輔<br>(昭和30年9月<br>1日生) | 昭和54年3月 当社入社<br>平成24年6月 執行役員<br>平成27年3月 執行役員<br>技術開発本部 技術担当、現在に至る。                                                                                             | 1,700株         |
| 3     | ※<br>あきたよしき<br>秋田芳樹<br>(昭和27年2月<br>12日生)  | 昭和59年9月 公認会計士登録<br>平成19年9月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング 代表取締役<br>平成24年6月 当社 取締役、現在に至る。<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社レイヤーズ・コンサルティング<br>代表取締役会長                                    | 1,900株         |
| 4     | ※<br>たつみかずまさ<br>辰巳和正<br>(昭和26年2月<br>6日生)  | 昭和48年10月 司法試験合格<br>昭和49年3月 司法研修所28期入所<br>昭和51年3月 司法研修所卒業<br>昭和51年4月 福岡県弁護士会に弁護士登録 辰巳和正法律事務所<br>所長弁護士<br>平成24年6月 当社 監査役、現在に至る。<br>(重要な兼職の状況)<br>辰巳和正法律事務所 所長弁護士 | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | ※<br>た なか やす と<br>田 中 靖 人<br>(昭和28年12月<br>4日生) | 昭和51年4月 黒崎窯業株式会社(現黒崎<br>播磨株式会社)入社<br>平成14年6月 黒崎播磨株式会社 経営管<br>理部長<br>平成18年6月 同社 取締役<br>平成20年6月 同社 取締役 執行役員<br>平成22年4月 同社 取締役 常務執行役員<br>平成27年4月 同社 取締役 専務執行役員<br>本社部門管掌、現在に至<br>る。<br>(重要な兼職の状況)<br>黒崎播磨株式会社 取締役 専務執行役員<br>本社部門管掌 | 0株             |

- (注) 1. 監査等委員の候補者秋田芳樹氏、辰巳和正氏、田中靖人氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所有価証券上場規程にいう独立役員の要件を満たしていると当社として判断しております。
2. 社外取締役候補者の秋田芳樹氏、辰巳和正氏、田中靖人氏については、前記1.のほか、社外取締役の独立性に係わる以下の事項のいずれにも該当しておらず、当社として独立性が確保されると判断しております。
- ・当社の大株主である組織において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社のメインバンクや主要な借入先において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社の主幹事証券において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社の主要な取引先である組織において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社の監査法人において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・コンサルティングや顧問契約等の重要な取引関係が現在あるまたは過去にあった。

3. 監査等委員の候補者秋田芳樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年間となります。
4. 監査等委員の候補者田中靖人氏は、黒崎播磨株式会社の取締役専務執行役員であり、当社は同社との間に同社製品の購入等の取引関係があります。なお、これらの取引は、当社および同社の事業規模に比して僅少であり、当社の連結売上高の0.1%未満であります。  
その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役候補者とする理由について  
秋田芳樹氏を候補者とした理由は、公認会計士やコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験、知見等を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断したからであります。  
辰巳和正氏を候補者とした理由は、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であります。弁護士としての豊富な経験、知見等を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きく、このため社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社として判断しております。  
田中靖人氏を候補者とした理由は、これまで事業法人の管理統括部門および営業部門における部門長等を歴任されてきた経験を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断したからであります。
6. 監査等委員の候補者との責任限定契約について  
第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員の候補者5名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。  
なお、秋田芳樹氏および辰巳和正氏とは、現在、当該契約を締結しております。
7. 黒崎播磨株式会社との相互就任状態の解消について  
田中靖人氏は黒崎播磨株式会社の取締役であり、当社の代表取締役である宇佐見昇氏が同社の社外監査役に就任しておりますが、同社の平成27年6月26日開催予定の定時株主総会において、宇佐見昇氏は同社の社外監査役を任期満了により退任し、その後も当社出身者が同社の社外役員になる予定はありません。このため、相互就任状態は解消される予定です。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

補欠の監査等委員の候補者は、つぎのとおりです。

**補欠の監査等委員の候補者**

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| たけした まさ ふみ<br>竹下 正史<br>(昭和36年5月8日生) | 昭和61年4月 黒崎窯業株式会社(現黒崎播磨株式会社)入社<br>平成26年4月 黒崎播磨株式会社 総務人事部部長<br>平成27年4月 同社 執行役員 総務人事部長、現在に至る。<br>(重要な兼職の状況)<br>黒崎播磨株式会社 執行役員 総務人事部長 | 0株             |

- (注) 1. 補欠の監査等委員の候補者竹下正史氏は、監査等委員である社外取締役の補欠として選任するものであり、東京証券取引所有価証券上場規程にいう独立役員要件を満たしていると当社として判断しております。
2. 補欠の監査等委員の候補者竹下正史氏については、上記1.のほか、社外取締役の独立性に係わる以下の事項のいずれにも該当しておらず、当社として独立性が確保されると判断しております。
- ・当社の大株主である組織において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社のメインバンクや主要な借入先において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社の主幹事証券において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社の主要な取引先である組織において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・当社の監査法人において、現在勤務しているまたは過去に勤務したことがある。
  - ・コンサルティングや顧問契約等の重要な取引関係が現在あるまたは過去にあった。

3. 補欠の監査等委員の候補者竹下正史氏は、黒崎播磨株式会社の執行役員であり、当社は同社との間に同社製品の購入等の取引関係があります。なお、これらの取引は、当社および同社の事業規模に比して僅少であり、当社の連結売上高の0.1%未満であります。
4. 社外取締役候補者とする理由および補欠の監査等委員の候補者との責任限定契約について
  - (1) 社外取締役候補者とする理由について  
竹下正史氏につきましては、これまで事業法人の営業部門および管理統括部門における管理職等を歴任されてきた経験を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 補欠の監査等委員の候補者との責任限定契約について  
第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は竹下正史氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 黒崎播磨株式会社との相互就任状態の解消について  
竹下正史氏は黒崎播磨株式会社の執行役員であり、当社の代表取締役である宇佐見昇氏が同社の社外監査役に就任しておりますが、同社の平成27年6月26日開催予定の定時株主総会において、宇佐見昇氏は同社の社外監査役を任期満了により退任し、その後も当社出身者が同社の社外役員になる予定はありません。このため、相互就任状態は解消される予定です。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成24年6月19日開催の第96回定時株主総会において固定枠（年額430百万円以内）および利益連動枠（選任または重任された株主総会の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内）の合計額とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、従前の取締役の報酬等と同額の、次に掲げる(1)の固定枠および(2)の利益連動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）といたしたいと存じます。

## (1) 年額430百万円以内

取締役（社外取締役を除く。）については、企業価値向上の職責を負うことから、各取締役の業績評価および役位に応じ、一定額を支給いたします。

社外取締役については、職務執行の監督の職責を負うことから、予め定められた固定額を支給いたします。

## (2) 選任または重任された株主総会の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内

取締役（社外取締役を除く。）に対し、連結業績との連動性をより明確にするため、前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内で支給するものとし、社外取締役への支給はしないものいたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（社外取締役は選任いたしておりません。）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬限度額は、平成10年6月18日開催の第82回定時株主総会において月額6百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬枠を廃止し、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきます。

現在の監査役は4名ですが、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

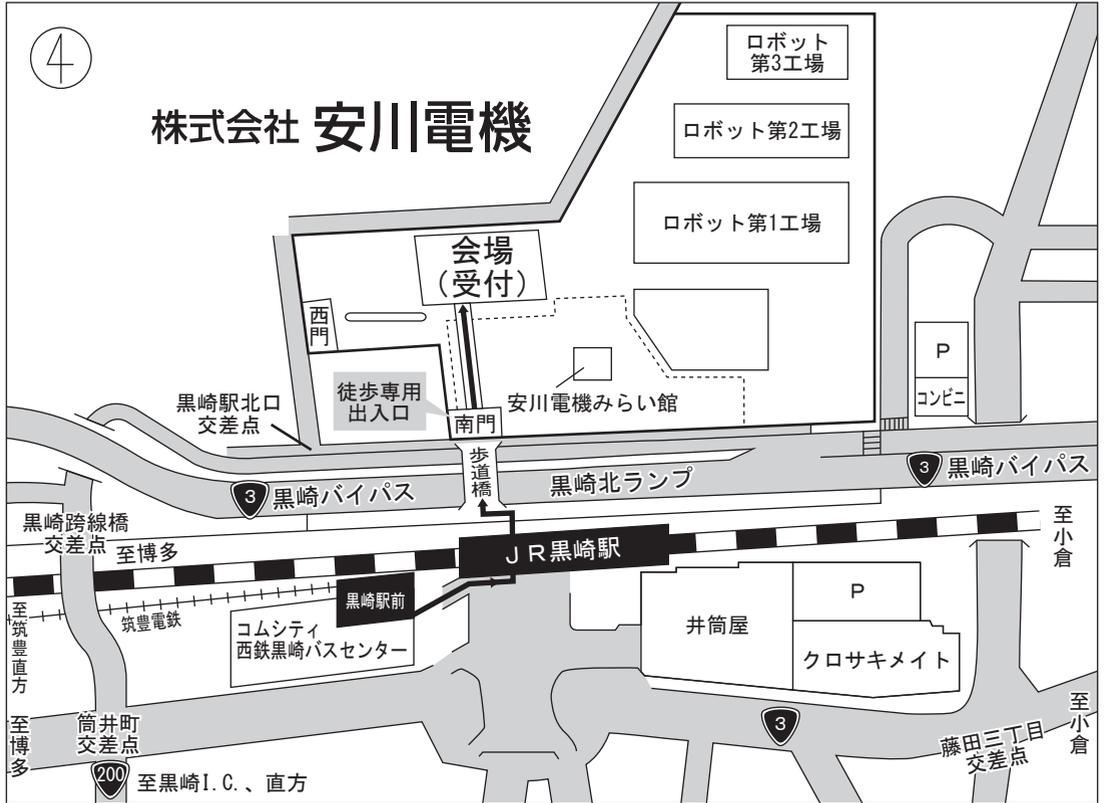
以 上





# 株主総会会場ご案内図

日時 平成27年6月18日（木曜日） 午前10時



会場 北九州市八幡西区黒崎城石2番1号  
株式会社安川電機  
TEL (093) 645-8801

- ・ JR黒崎駅（北口）より徒歩3分
- ・ 筑豊電鉄黒崎駅前・西鉄黒崎バスセンターより徒歩5分